

現 行	改 正 案
<p data-bbox="228 405 931 443"><u>10-2 特定金融会社等の登録に関する定期報告等</u></p> <p data-bbox="228 494 546 571">10-2-1 登録関係 (略)</p> <p data-bbox="228 625 898 702">10-2-2 業務又は経理の状況に関する報告書 (略)</p> <p data-bbox="228 753 665 785">10-2-3 <u>監督処分</u>の通知</p> <p data-bbox="228 798 1124 874"><u>(1) 法第11条第1項及び第2項の規定による監督処分を行った場合は、監督局長に通知するものとする。</u></p> <p data-bbox="228 880 1124 1002"><u>(2) 法第13条の規定による公告を行ったときは、当該公告に係る官報の写しを、監督局長及び他の財務局長に対して送付するものとする。</u></p> <p data-bbox="228 1053 340 1085"><u>(追加)</u></p>	<p data-bbox="1160 405 1863 443"><u>10-2 特定金融会社等の登録に関する定期報告等</u></p> <p data-bbox="1160 494 1478 571">10-2-1 登録関係 (略)</p> <p data-bbox="1160 625 1830 702">10-2-2 業務又は経理の状況に関する報告書 (略)</p> <p data-bbox="1160 753 1272 785"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1160 1050 1653 1088"><u>10-4 行政処分を行う際の留意点</u></p> <p data-bbox="1160 1139 1568 1171"><u>10-4-1 行政処分の基準</u></p> <p data-bbox="1182 1184 2056 1385"><u>監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第11条に基づく業務停止命令、②法第11条に基づく登録取消しがあるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>(1) <u>法第10条に基づく報告徴収命令</u></p> <p>① <u>オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリングなど）を通じて、法令等遵守態勢、経営管理（ガバナンス）態勢等に問題があると認められる場合においては、法第10条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。</u></p> <p>② <u>報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第10条に基づき、追加報告を求めることとする。</u></p> <p>(2) <u>法第10条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ</u></p> <p>① <u>上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、特定金融会社等の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（1）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。</u></p> <p>② <u>必要があれば、法第10条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。</u></p> <p>(3) <u>法第11条に基づく業務停止命令、登録取消し</u>  <u>検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、社債の購入者等の保護に関し重大な問題が認められる場合等においては、以下①から③に掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がない</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>かどうかを吟味した上で、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>改善に向けた取組みを特定金融会社等の自主性に委ねることが適当かどうか、</u></li> <li>・ <u>改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、</u></li> <li>・ <u>業務を継続させることが適当かどうか、</u></li> </ul> <p><u>等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。</u></p> <p>① <u>当該行為の重大性・悪質性</u></p> <p>イ. <u>公益侵害の程度</u>  <u>特定金融会社等が、社債の発行等に係る市場に対する信頼性を大きく損なうなど公益を著しく侵害していないか。</u></p> <p>ロ. <u>被害の程度</u>  <u>広範囲にわたって多数の社債の購入者等が被害を受けたかどうか。個々の社債の購入者等が受けた被害がどの程度深刻か。</u></p> <p>ハ. <u>行為自体の悪質性</u>  <u>例えば、人的構成が充足していないことを認識しつつ、長年にわたって社債を発行しているなど、特定金融会社等の行為が悪質であったか。</u></p> <p>ニ. <u>当該行為が行われた期間や反復性</u>  <u>当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>。_</p> <p>ホ. <u>故意性の有無</u>  <u>当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。</u></p> <p>ヘ. <u>組織性の有無</u>  <u>当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。</u></p> <p>ト. <u>隠蔽の有無</u>  <u>問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。</u></p> <p>チ. <u>反社会的勢力との関与の有無</u>  <u>反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。</u></p> <p>② <u>当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性</u>  <u>イ. 経営陣の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。</u>  <u>ロ. 内部監査部体制は十分か、また適切に機能しているか。</u>  <u>ハ. 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。</u></p> <p>③ <u>軽減事由</u>  <u>以上①及び②の他に、行政による対応に先行して、特定金融会社等が自主的に社債の購入者等の保護のために所要の対応に取り組んでいる等、といった軽減事由があるか。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>(4) <u>標準処理期間</u></p> <p><u>第11条第1項に基づき監督上の処分を命ずる場合には、上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね1か月(金融庁との調整を要する場合は概ね2か月)以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>イ. 複数回にわたって法第10条に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</u></p> <p><u>ロ. 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</u></p> <p><u>(注2)弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。</u></p> <p><u>(注3)標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。</u></p> <p><u>10-4-2 行政手続法等との関係等</u></p> <p><u>(1) 行政手続法との関係</u></p> <p><u>業務停止命令の発出又は登録の取消しの不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施すること。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意すること。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>(2) <u>行政不服審査法との関係</u>  <u>報告徴収命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政不服審査法第5条に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) <u>行政事件訴訟法との関係</u>  <u>報告徴収命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>10-4-3 <u>意見交換制度</u>  <u>不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、特定金融会社等からの求めに応じ、監督当局と特定金融会社等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。</u>  <u>法第10条に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した特定金融会社等から、監督当局の幹部と当該特定金融会社等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該特定金融会社等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。</u></p> <p><u>(注) 当該特定金融会社等からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第10条に基づく報告書を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。</u></p> <p>10-4-4 営業所等の所在の確知</p> <p><u>法第11条第2項の規定により営業所等の所在を確知するため必要な場合には、法第10条の規定に基づき、別紙様式4による営業所等の所在報告書、営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し等又は営業所等の地図等の報告を求めるものとする。</u></p> <p>10-4-5 不利益処分の公表に関する考え方</p> <p><u>(1) 法第13条の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。</u></p> <p>① 商号又は名称</p> <p>② 代表者の氏名</p> <p>③ 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>④ 登録番号</p> <p>⑤ 登録年月日</p> <p>⑥ 行政処分の年月日</p> <p>⑦ 行政処分の内容</p> <p><u>(2) 上記(1)以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行為規範)」の「I-5. 透明性」に</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>規定された考え方によることに留意する。</u></p> <p><u>すなわち、業務停止命令又は登録の取消しの不利益処分については、他の特定金融会社等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表により対象特定金融会社等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。</u></p> <p><u>10-4-6 監督処分の通知</u></p> <p><u>(1) 法第11条第1項及び第2項の規定による行政処分を行った場合は、監督局長に通知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 法第13条の規定による公告を行ったときは、当該公告に係る官報の写しを、監督局長及び他の財務局長に対して送付するものとする。</u></p>